

日本学士院賞 受賞者 森 元 庸 介



専攻学科目 表象文化論

生 年 月 昭和五十一年 九月

略 歴 平成十一年 三月

同 一四年 九月 東京大学教養学部地域文化研究学科卒業
フランス・パリ第一〇大学大学院哲学科博士論文執筆資格（DEA）課程修了

同 二〇年 三月 東京大学大学院総合文化研究科博士課程単位取得満期退学

同 二三年 四月 博士（哲学）（パリ西大学）

同 二七年 四月 東京大学大学院総合文化研究科准教授

同 三〇年 四月 放送大学客員准教授（令和六年三月まで）

令和 六年 四月 東京大学大学院総合文化研究科教授（現在に至る）

※パリ第一〇大学は、平成二〇年にパリ西大学と改称。さらに平成二八年にパリ・ナンテール大学と改称。

博士（哲学）森元庸介氏の *La légalité de l'art. La question du théâtre au miroir de la casuistique*（『芸術の合法性 決疑論が映し出す演劇の問い』）に対する授賞審査要旨

今日の西欧社会において、芸術は文化活動の重要な一環として尊重され、表現の自由の原則にも支えられて、その価値に原理的異議が唱えられることはほとんどない。他方、近代以前の哲学とキリスト教の伝統において、芸術とりわけ舞台芸術としての演劇には、猜疑——感覚・官能への悪影響の懸念及び芸術美の成立の契機となる表象に対する蔑視に基づく——の眼差しが向けられていた。それでは、西欧文化はいかなる道筋を辿って芸術を愛好と尊重の対象として公認する体制に行きついたのか。この問いに対してはひとまず、一八世紀半ばに哲学の一学科として美学が成立したこと、その後、半世紀の間にアート（英仏語の *art*、独語の *Kunst*）が近代的な「芸術」の意味を獲得し、文化的なカテゴリーとして定着したことが決定的な転換点として挙げられる。しかしそれ以前はどうだったのか。そのような転換を準備する地ならしがそれとは意識されないま

まに進行していたのではない。

森元庸介氏による本研究（*La légalité de l'art. La question du théâtre au miroir de la casuistique* (Paris, Les Éditions du Cerf, 2020)）は以上の問題意識に導かれて、中世後期から近世初頭の決疑論の膨大なコーパスを渉猟し、どのようにして許容主義的な決疑論者たちが劇芸術とそれ由来する特有の快楽（演劇的快楽）を合法化するに至ったかを理解することを課題とする。議論の出発点は一七世紀フランスで盛んに戦わされた演劇の道徳性をめぐる論争、とりわけその代表的著作であるニコルの『演劇論』（一六六七年刊行）であるが、それは厳格な信仰の立場から演劇が信者の道徳と信仰を危険に陥れるという信念に立って、それにもかかわらず演劇を必ずしも悪徳とは見なさず、演劇愛好を良心と妥協させようとする風潮を告発する。ニコルの批判の矛先は従来漠然と演劇を擁護・顕彰する劇作家や批評家に向けられていると考えられてきたが、森元氏は、ニコルの念頭にあるのは、実は決疑論者、当時パスカルが『プロヴァンシアル』書簡で攻撃していた「弛緩した決疑論者」の主張であることを実例に基づいて明らかにした。演劇は確かに決疑論において論じられる問題だったのである。

このような発見から出発して、本論は第一章で決疑論のシステムの概要を説明したのちに、続く五つの章で、許容主義的な決疑論が

「良心の法廷」において劇芸術を合法化して、それを容認するに至った理路を、典型的な事例とそれに対する解答の紹介と分析を通じて解明しようとする。個々の事例から出発するのは、決疑論がケース・スタディの集成であり、その全体を統括する体系的な理論が先在するわけではないからである。しかしそれは、それぞれの問題が孤立しているということではない。その背景には、問題に意味を与え、解答の根拠となる多様な異質な宗教的・哲学的伝統、すなわち倫理神学、スコラ神学、教父神学、聖書及び教会——つまり公会議と教皇——の決定、教会法とローマ法、さらには古代哲学とりわけアリストテレス哲学の伝統が控えている。こうして森元氏は事例の考察にあたって、それがいかなる歴史的・理論的伝統のうちに位置付けられるかを跡づけることを通じて、問題の意味と射程そして与えられた解答を導く論理を浮かび上がらせるという手法を採用する。

第二章、第三章では、模倣芸術としての演劇が惹起する宗教的困難、例えば異端者を演ずる役者が舞台上で発する異端の言葉を許容することができるのかという疑問に対して、それは「空寝をしながら寝言に見せかけて異端の言葉を吐く者」(faux dormeur hérétique)を「外的な異端者」と認定することができないのと同様であるとする決疑論者の議論が仔細に検討される。役者の台詞のような芸術上

の虚構(フィクション)は観客を喜ばせる「戯れ」つまりは「よしなしごと」に過ぎず、それが現実世界に実質的な影響を及ぼさないかぎり、その法的責任が問われることはないというのが許容主義的な決疑論が行きついた見解であった。

ところで舞台上で演じられる芝居は虚構であるにしても、演劇という活動と役者という職業は現実根差しているが、それは果たして社会的に許容されるのか。第四章はこの問題を多数の教会法典及び神学テキスト、とりわけロンバルドゥスの『命題集』とトマス・アクィナスの『神学大全』、及びそれらに対する後期スコラの注釈を検討することを通じて考察し、役者に対する教会法の抑圧的な規定にもかかわらず、役者のステイタスの復権が徐々に進んだことを示す。遊びが魂の疲労を癒す気晴らしとして人間生活の基本的な欲求に応える活動だとすれば、舞台上の台詞と演技で観客の魂を喜ばせる役者にはそれなりの社会的存在理由があるというのである。

しかしこのような許容論が出現したからといって、演劇に対する警戒と不信が決疑論から消えたわけではない。第五章はこの点に関する厳格主義的な決疑論者たちの見解を取り上げる。彼らは初代教会の教父たちの権威に依拠して、許容主義の論者が認める役者と登場人物の区別を無視し、舞台上で役者が虚構として再現ないし表象する行為が観客の魂に実質的な影響を与えることを問題視する。厳

格主義の批判の背景にあるのは虚構の観念そのものを舞台芸術から排除しようとする傾向なのである。

厳格主義の演劇批判を概観したのちに、第六章は許容主義的決疑論に立ち戻り、演劇容認論の展開の過程で生じた重要な変化を考察する。それは許容の対象となる演劇の範囲の拡大であり、単に是認にあたいする演劇ばかりでなく、倫理的・美的価値の如何を問わずすべての演劇、そしてそれが観客にもたらす快楽が合法化されうるとする大胆な見解の登場であり、それを正当化する根拠と論理が一五世紀の末頃から模索され始める。このような理論的探究において鍵となったのは、*delectatio morosa*（停思快）の観念、すなわち思考内容への志向から独立した、思考行為それ自体に発する快楽の観念である。森元氏は、教父神学に起源をもつこの観念が、演劇に特有の快楽の観念、すなわち舞台で表象される事柄ではなく、演劇体験の核にある表象自体のもたらす快楽の観念の形成を決疑論に促したことを見てとり、スペインの神学者ペドロ・ロルカ（一五六一―一六二一）の提起した典型的な事例の詳細な分析を通じてその経緯を明らかにする。アリストテレスは『詩学』において模倣（*mimesis*）のもたらす喜びを説いたが、トマス・アクィナスとその後継者たちは、アヴェエロエスの『詩学』解釈の影響を受けて、ミメーシスを表象（*representatio*）の問題として捉え、そこから演劇にお

いて観客の味わう表象の快楽は、表象の内容とは切り離され、その限りで道徳的に中立な心的作用であるとする考え方が生まれるに至った。演劇に対する寛容の眼差しの萌芽はここに求められるというのである。

結論では、以上の演劇容認論の意味を問い直し、それが演劇の倫理的・美的価値の問題を棚上げにして、単なるよしなしごととしての演劇を寛容（*tolerance*）の対象として合法化することによって、かえって演劇をその内在的価値に基づいて正当化する道を閉ざすという逆説をはらんでいること、しかもそのような逆説は、表現の自由に基づいてすべての芸術を寛容するという今日の文化の体制に、ある意味で呼応していることが示される。そして、「寛容とはいかなる価値か」という開かれた問いによって本研究は幕を閉じる。

本書は、西欧の社会と文化にとって劇芸術はいかなる意味と価値をもっているのかという大問題の考察において、決疑論が決定的に重要な鍵を握っていることに着目し、近代の学知が蔑視さらには忘却した決疑論の一次資料に基づいて、問題に説得的な見通しをもたらし、真に独創的な業績である。残された問題がないわけではない。例えば、決疑論には厳格主義や許容主義のような多様な潮流があり、具体的な事例に対して複数の異なる見解が提起されることが少なくないが、その場合、信徒あるいはその指導者はいずれの見解

に従えばよいのかという問題は決疑論の根本問題の一つであり、いわゆる「蓋然説」(probabilisme)をはじめとするさまざまな理論的考察的になったのだが、本書がそれに論及することはない。しかし西欧文化の根幹にかかわる問題について本研究が、従来の西欧の人文社会科学が等閑視してきた領域に果敢に踏みこんで、瞠目すべき成果を挙げたことを思えば、これは今後の課題ではあっても欠陥ではなく、本書の価値を損なうものではない。以上によって本研究が日本学士院賞授賞に値する業績であると判断する。

〔用語の説明〕

◎決疑論 [ラテン語] casistica [英語] casuistry [仏語] casuistique
ある行爲ないし見解が宗教または道徳の規範に適合するか否かについて良心が疑念を抱く事例、いわゆる良心のケース (casus conscientiae) を論ずる倫理神学の一部門。キリスト教、特にカトリック教会において、告白を聴取する司祭が、信者が自らの行爲について抱く良心の疑念に対処するための指針を与えることを目指す実践的な学問、いわばケース・スタディに基づく応用倫理学である。中世後期から近世にかけて最盛期を迎え、おびただしい数の関連書が刊行されたが、一七世紀半ばにバスカルによってその濫用が厳しく批判されて大きな打撃を受け、決疑論は詭弁の代名詞となるに至った。しかし決疑論は教会による信徒の導きには不可欠のディシプリンであり、その後も理論的整備の努力が続けられた。

◎合法化

宗教や道徳の法に反していないと認定すること。決疑論が問題としていたのは、芝居を制作・上演することとそれを見物することが信仰の観点か

ら見て合法であるかどうかの判定であり、演劇自体の美的・芸術的価値の判定ではなかった。

◎ニコル Nicole, Pierre 1625-1695.

フランスの神学者、モラリスト。バスカルの代表的著作『プロヴァンシャル』の執筆に協力し、そのラテン語版を作成した。

主要業績

単著

・ *La Légitimité de l'art, La question du théâtre au miroir de la casuistique*, Paris, Les Éditions du Cerf, 2020.

共編著

・『カタストロフからの哲学 ジャン＝ピエール・デュビュイをめぐる』(渡名喜庸哲との共編著)、以文社、二〇一五年。

論文

- ・「藝術と道徳 ジャン＝バティスト・デュボスの場合」、『年報 地域文化研究』、東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻、第七号、三三六―三三九頁、二〇〇四年。
- ・「魂を演じる ピエール・ルジャンドルのダンス論」、西谷修編『世界化』を再考する P・ルジャンドルを迎えて、東京外国語大学大学院二世紀 COE プログラム「史資料ハブ地域文化研究拠点」、一四〇―一六〇頁、二〇〇四年。
- ・「真摯なる検閲 『カファロ事件』について」、『Résonances』、東京大学大学院総合文化研究科(フランス語部会)、第三号、九四―一〇一頁、二〇〇五年。
- ・「救済と籠絡 マルブランシュにおける説得」、『Résonances』、東京大学大学院総合文化研究科(フランス語部会)、第四号、一三八―一四五頁、二〇〇五年。

〇〇六年。

- ・「Bosquet et le culte des images」『年報 地域文化研究』、東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻、第一号、二〇一一年二一七頁、二〇〇八年。
- ・「十七世紀演劇論争を再考するために 決疑論をプリズムとして」、『フランス語フランス文学研究』、日本フランス語フランス文学会、第九号、一三二一―一四五頁、二〇一一年。
- ・「幽霊を知らぬ頃 シャンフルリ、バルザック」、塚本昌則編『写真と文学』、平凡社、一九一三四頁、二〇一三年。
- ・「白昼夢、あるいは活路」、ヴァイルヘルム・イエンゼン／ジークムント・フロイト『グラディエーヴァ／妄想と夢』種村季弘訳、平凡社ライブラリー、三二五―三四七頁、二〇一四年。
- ・「限定された知 マルブランシシュにおける注意」、『フランス哲学・思想研究』、日仏哲学会、第一九号、二七―三七頁、二〇一四年。
- ・「救済の反エコノミー」、渡名喜庸哲・森元庸介共編著『カタストロフからの哲学』、以文社、一四七―一八三頁、二〇一五年。
- ・「塵の教え フィクションに関するとりとめない註記」、工藤庸子編『論集 蓮實重彦』、羽鳥書店、一七―一九三頁、二〇一六年。
- ・「演出、あるいは人間的生存の基底 ビエール・ルジャンドルのダンス論から」、『スポーツロジイ』第四号、一六四―二〇八頁、二〇一七年。
- ・「いくつかの（書かれた）会話について」、『文芸研究』第一三五号、二五一―二六四頁、二〇一八年。
- ・「解釈、ひとつの技術知、またその極端な帰結 ビエール・ルジャンドルに即して」、『中世原典思想集成Ⅰ』、平凡社ライブラリー、六四五―六五七頁、二〇一八年。
- ・「かわいらしければよいのか 十八世紀フランスから」、『東京大学教養学部編『知のフィールドガイド 異なる声に耳を澄ませる』』、白水社、一三六一―一五二頁、二〇二〇年。

- ・「思惟と倒錯 クロソウスキー「悪虐の哲学者」への註記」、大森晋輔編『クロソウスキーの現在 神学・共同体・イメージ』水声社、一四二―一七二頁、二〇二〇年。
- ・「心の声が聞こえてしまう 藤子・F・十蘭、ボイエから」、泉水浩隆編『翻訳・通訳の過去・現在・未来 多言語と多文化を結んで』、三修社、九九―一七頁、二〇二三年。
- ・「停思快」について 決疑論から芸術論のひとつ手前へ、『パトリステイカ 教父研究』第二四・二五号、七九―九五頁、二〇二二年。
- ・「こだまをめぐる覚書 ゴダール『言葉の力』の傍らに」、『ユリイカ』、二〇二三年一月臨時増刊号、一七〇―一七八頁、二〇二三年。
- ・「ドグマと（としての）イメージ 再生産の命法について」、『思想』、二〇二三年六月号、八三―九五頁、二〇二三年。
- ・「密謀、あるいは産業のとばくち フーリエからだいぶ離れて」、『福島知巳編『シャルル・フーリエの新世界』、水声社、二二―二二六頁、二〇二四年。
- ・「Nicole, Escobar (et Cie) », *Chroniques de Port-Royal*, 74, Paris, Société des Amis de Port-Royal, pp. 311-319, 2024.